

大和市告示第173号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月12日

大和市長 古谷田 力

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 手ぶらで保育スタートアップ支援事業

第4条第2項に次の1号を加える。

(5) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業

附則第3項中「（次項において「特例対象者」という。）」を削る。

附則第4項を削る。

別表第1 短時間保育士雇上事業費の項の次に次のように加える。

手ぶらで保育スタートアップ支援事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）	手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱の制定について（令和6年6月7日付け次育第1508号神奈川県知事通知）別添手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱（以下「手ぶらで保育要綱」という。）第3条第1項に規定する補助対象経費	手ぶらで保育要綱第3条の表1に規定する補助上限額及び同条の表2に規定する補助金額
--------------------	---------------------------------------	--	--

別表第1 実費徴収に係る補足給付を行う事業費の項対象経費の欄中「対象経費」の次に「（実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について（令和6年4月23日付けこ成保第256号こども家庭庁成育局長・6文科初第277号文部科学省初等中等教育局長通知）別紙実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（以下この項において「実費徴収要綱」という。）第4項第1号②に規

定する対象者（大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）別表第1Aの項に規定する世帯に属する教育・保育給付認定保護者を含む。）及び実費徴収要綱第4項第2号②に規定する対象者に係るものに限る。）を加え、同表医療的ケア児保育支援事業の項区分の欄中「医療的ケア児保育支援事業」を「医療的ケア児保育支援事業費」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費</p>	<p>民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）</p>	<p>令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の国庫補助について（令和6年9月9日付けこ成総第88号・こ支総第86号こども家庭庁長官通知）別紙令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱（以下「性被害防止要綱」という。）別表間接補助事業の項に規定する対象経費</p>	<p>性被害防止要綱別表間接補助事業の項に規定する基準額</p>
-----------------------------------	--	---	----------------------------------

（大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部改正）

第2条 大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱（令和4年大和市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「3歳児受入れ等連携支援事業」の次に「又は手ぶらで保育スタートアップ支援事業」を加える。

別表に次のように加える。

<p>9 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費</p>	<p>市内に設置された幼稚園（ただし、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である幼稚園に限る。）</p>	<p>民間保育所等要綱別表第1手ぶらで保育スタートアップ支援事業費の項対象経費の欄に定める対象経費</p>	<p>民間保育所等要綱別表第1手ぶらで保育スタートアップ支援事業費の項補助基準額の欄に定める補助基準額</p>
-----------------------------	---	---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行し、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 施行日前に第1条の規定による改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱附則第4項の規定により交付した補助金に係る返還及び書類の整備等については、なお従前の例による。